

## V. 単位互換制度について

「単位互換制度」とは大学同士相互に協定を結び、皆さんが在籍する本学以外の他大学の科目を履修し、その修得単位を本学の単位として認定するものです。協定参加大学からは、それぞれ特色のある授業科目や他大学にはないユニークな授業科目が提供されています。「自分の大学にはない分野について学んでみたい」「他大学の授業を受けることで広い考え方や見方を身につけたい」と思っている方はぜひチャレンジしてみてください。

本学では神奈川県東部の大学を中心とする「首都圏西部大学単位互換協会」（現在 14 の大学・短期大学間）と、横浜市内所在の 12 大学で組織する「横浜市内大学間学術・教育交流協議会」の 2 つの単位互換協定に参加し、学生の派遣・受入を実施しています。

### （本学での単位互換制度による修得単位の取扱い）

平成 28 年度入学生まで：年次別履修単位制限の範囲外とし、

- ①同一年度 8 単位まで履修登録できる。
- ②修得した単位は、原則として教養総合科目として認定される。
- ③12 単位（24 単位 ※「注意事項②」を参照のこと）を限度として、卒業に要する単位に算入できる。

平成 29 年度入学生：年次別履修単位制限の範囲内とし、

- ①同一年度 8 単位まで履修登録できる。
- ②修得した単位は、原則として全学オープン科目として認定される。
- ③24 単位を限度として、卒業に要する単位に算入できる。

### （注意事項）

- ①「首都圏西部大学単位互換協定」と「横浜市内大学間学術・教育交流協議会単位互換協定」での修得単位を合算しません。
- ②（※平成 28 年度までの入学者対象）「横浜市内大学間学術・教育交流協議会単位互換協定」の場合、教養総合科目の特定の科目または専門教育科目に置き換えることができる科目については、その科目として認定することもあります。専門教育科目に置き換えた科目については 12 単位を限度として、卒業に要する単位に算入できます。この場合、単位互換協定による卒業要件算入限度単位は、教養総合科目とあわせて 24 単位となります。
- ③ 科目履修にあたっては本学の時間割が優先されます。本学の履修が確定した後に、時限重複（または通学時間に無理がある）などが判明した場合は、互換科目の履修を辞退することになります。また、前期あるいは学年試験において同様の事態が発生した場合は、本学教務課またはたまプラーザ事務課に相談のうえ、指示を受けてください。ただし、「横浜市内大学間学術・教育交流協議会単位互換」の場合は受入れ大学の試験が優先され、本学の試験は追試験を受験することになります（いずれの場合も所定の手続きが必要です）。
- ④ 4 年生は受講できません。
- ⑤ 単位互換に関する情報は、大学ホームページ内（在学生・保護者の方へ→授業・履修→単位互換制度）でお知らせします。

## 首都圏西部大学単位互換協定

### （参加大学）

桜美林大学、鎌倉女子大学、北里大学、國學院大学、国士舘大学、相模女子大学、相模女子大学短期大学部、産業能率大学、松蔭大学、高千穂大学、玉川大学、田園調布学園大学、東洋英和女学院大学、山野美容芸術短期大学

### （出願から受講まで）

**出 願** 募集要項（前期・通年科目については 3 月下旬以降公開予定）を熟読し、履修を希望する場合は所定の「科目履修出願・登録書」を教務課またはたまプラーザ事務課に提出してください。

**出願期間** 前期・通年科目：4 月 1 日（土）～5 日（水）12:50 まで

後期科目：6 月中旬予定（後日、大学ホームページにてお知らせします）

※出願に際し、1 大学につき 2 枚の履修生証用写真（大きさ 3×2.5 cm）が必要です。写真の裏面に学籍番号・氏名を記入してください。

※前期・通年科目のシラバスは、3 月下旬より教務課・たまプラーザ事務課にて閲覧可能です。

**許 可** 受講希望大学から出願が許可された学生・科目の告知

前期及び通年科目の許可通知：4 月下旬

後期科目の許可通知：未定（出願時にお知らせします）

**受 講** 単位互換履修生証は受入れ大学で発行し、受講開始前に本学教務課またはたまプラーザ事務課を通して交付します。

※4 月上旬の履修登録後から履修生証受理までは仮受講となります。

**授 業 料** 授業料は無料です。ただし、実験・実習等にかかる教材費等については実費を徴収する場合があります。

※単位互換に関する情報は、大学ホームページ内（在学生・保護者の方へ→授業・履修→単位互換制度）でお知らせします。

## 横浜市内大学間単位互換協定

### (参加大学)

神奈川大学、関東学院大学、國學院大學、鶴見大学、桐蔭横浜大学、東洋英和女学院大学、フェリス女学院大学、東京都市大学、横浜国立大学、横浜商科大学、横浜市立大学、明治学院大学

### (出願から受講まで)

**出 願** 募集要項（前期・通年科目については3月下旬以降公開予定）を熟読し、履修を希望する場合は所定の「科目履修出願・登録書」を教務課またはたまプラーザ事務課に提出してください

**出願期間** 前期・通年科目：4月1日（土）～5日（水）12:50まで  
後期科目：未定（後日、大学ホームページにてお知らせします）

※出願に際し、1大学につき2枚の履修生証用写真（大きさ3×3cm）が必要です。写真の裏面に学籍番号・氏名を記入してください。

※前期・通年科目のシラバスは、3月下旬より横浜市内大学間学術・教育交流協議会ホームページにて閲覧可能です。

**許 可** 受講希望大学から出願が許可された学生・科目の告知

前期・通年科目の許可通知：4月下旬

後期科目の許可通知：未定（出願時にお知らせします）

**受 講** 単位互換履修生証は受入れ大学で発行し、5月上旬に本学教務課またはたまプラーザ事務課を通して交付します。※4月上旬の履修登録後から履修生証受理までは仮受講となります。

**授 業 料** 授業料は無料です。ただし、実験・実習等にかかる教材費等については実費を徴収する場合があります。

※単位互換に関する情報は、大学ホームページ内（在学生・保護者の方へ→授業・履修→単位互換制度）でお知らせします。

## VI. 協定留学・認定留学・セメスター留学による単位認定制度について

本学では、留学先において修得した単位を認定する制度があります。必要な手続きを踏むことで、卒業要件単位として認定することが可能です。詳細については、国際交流課までお問い合わせください。

### 1. 協定留学・認定留学

#### (出願資格)

本学に1年以上在学し、所属学科の進級条件に必要な単位を修得していること。

#### (留学の認可)

国際交流推進部委員会の議を経て、所属学部教授会の承認を得た後、学長がこれを行う。

#### (修得単位の取扱い)

修得単位は30単位を限度として認定し、卒業に要する単位として算入することができる。

### 2. セメスター留学

#### (出願資格)

本学学部生（留学開始時に2年生以上）

1) 中国語圏 中国文学科:セメスター留学参加の前年度までに、以下の①～③のいずれかの条件を満たし、且つ中国文学科専門科目の学科基礎科目のうち「中国語基礎演習」「中国語演習1」のいずれか1科目の単位を修得していること

① HSK（漢語水平考試）2級以上に合格

② 中国語検定4級以上に合格

③ 教養総合科目の必修外国語（中国語）、選択必修外国語（中国語）、選択外国語（中国語）の単位のうち、いずれか2単位（2科目）以上修得していること

その他の学科:セメスター留学の前年度までに、以下の①～③のいずれかの条件を満たしていること

① HSK（漢語水平考試）2級以上に合格

② 中国語検定4級以上に合格

- ③ 教養総合科目の必修外国語（中国語）、選択必修外国語（中国語）、選択外国語（中国語）の単位のうち、いずれか2単位（2科目）以上修得していること

2) 英語圏 TOEFL PBT/ITP450点 または TOEIC550点

(修得単位の取り扱い)

留学先での履修については国際交流課主催のセメスター留学説明会にて詳細を確認してください。ただし、各学生の英語・中国語レベルにより変わる場合があります。また、本学での単位認定は各学生の所属学科、修得済み単位により変わります。各自における年次別履修単位制限の単位数より単位認定予定科目(最大 16 単位)を差し引いた単位が前期履修上限単位となりますので、注意してください。

3. 履修保留について

9月開始のセメスター留学、協定留学、または認定留学をする場合、教養総合科目の外国語科目及び専門教育科目（通年科目）については、履修保留が可能な場合があります。この場合、継続履修の意思を表示するための履修保留の申請が必要です。履修保留を希望する学生は留学開始前に「履修保留願用紙」を提出し、履修保留を受ける科目について、学部教授会の承認を得る必要があります。履修保留が認められた科目については、留学終了後に履修を継続することができます。ただし、履修保留が認められた科目でも、留学終了後に履修を継続できない場合もあります。詳細については、教務課まで問い合わせてください。